

前橋市防犯灯寄附受入れ要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の道路における夜間の犯罪の防止及び通行の安全を図るため、自治会、主として中小商業者により地域的に組織された団体（以下「商店街組合」という。）及び宅地開発事業者（以下「事業者」という。）が自主的に設置した防犯灯の寄附受入れに関して必要な事項を定めるものとする。

(寄附受入れの対象となる防犯灯)

第2条 寄附受入れの対象となる防犯灯は、次に定める条件の全てに該当するものとする。

- (1) 自治会、商店街組合及び事業者が新たに設置したものであること。
- (2) 設置場所は、多くの市民が通行する道路（私道を除く）を照らす場所であること。
- (3) 灯具はLEDタイプで、以下の仕様を満たすものであること。
 - ア 消費電力が10W/灯（100V、200V時）以下であること（電力会社申請時の入力VAが10VA灯未満に該当すること。）。
 - イ 自動点滅機能があること。
 - ウ 通常の使用方法において、定格寿命は60,000時間以上とし、安全な使用が可能であること。
 - エ 白色（色温度5,000K～8,000K）であること。
 - オ 公益社団法人日本防犯設備協会が実施する優良防犯機器認定制度（RBS S）の認定品であること、又は、これに相当することが証明できるものであること。
- (4) 東京電力と「公衆街路灯A」契約を締結していること。
- (5) 防犯灯に不具合があった場合には、本市の依頼に基づき原因調査を行い、結果報告書の提出ができるメーカーの製品であること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、寄附受入れの対象としない。

- (1) 駐車場、駐輪場、共同住宅、自治会館等の敷地内等の特定施設を照らすもの
- (2) 玄関灯等個人のための電灯
- (3) 電柱（東京電力柱又はNTT柱）又は専用柱以外に設置されたもの（民家壁面等）

(設置方法)

第3条 防犯灯は、電柱への共架とすることとし、防犯灯を設置するのに適当な電柱がない場合においては専用柱を立て、設置すること。

2 公益社団法人日本防犯設備協会技術標準「防犯灯の照度基準」に対して、クラス B+を確保すること。

3 設置する場所の近隣住民の同意を得ること。

(専用柱の管理)

第4条 寄附受入れは防犯灯具のみとし、専用柱については行わない。

2 専用柱の管理は自治会が行うものとする。

3 事業者又は商店街組合が専用柱を設置した場合は、自治会に移譲するものとする。

(自治会の同意)

第5条 事業者又は商店街組合は、防犯灯の設置場所、灯数、専用柱を設置した場合はその管理等について、設置予定場所の自治会の同意を得るものとする。

2 事業者は、前橋市宅地開発指導要綱（平成16年前橋市告示第339号）が適用される宅地開発を行う場合は、防犯灯設置に係る自治会同意報告書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

3 事業者又は商店街組合は、第4条第3項の規定により専用柱を自治会に委譲した場合は、防犯灯寄附受入れにともなう専用柱管理同意報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(設置費用)

第6条 防犯灯の設置及び東京電力その他の関係各所への申請等に係る費用については、設置した自治会、商店街組合及び事業者の負担とする。

(寄附受入れ完了までの維持管理)

第7条 寄附受入れが完了するまでの防犯灯にかかる電気料その他の維持管理費用については、設置した自治会、商店街組合及び事業者の負担とする。

(寄附申込み)

第8条 自治会、商店街組合及び事業者は、第2条に既定する条件に該当する防犯灯を市に寄附することができる。

2 前項の規定により寄附をする場合は、事前に設置場所・電柱番号・仕様等について、市と協議すること。なお、NTT柱に設置する場合は、市と協議書（様式第4号）を取り交わすこと。

3 第1項の規定により寄附をする場合は、次に掲げる書類を市長に提出して申込みするものとする。

(1) 寄附申込書（前橋市財務規則様式第83号）

(2) 寄附防犯灯一覧表（様式第2号）

(3) 寄附防犯灯と電柱等の写真及び位置図（様式第3号）

(寄附受入れ)

第9条 市長は、寄附の申込みを受け、第2条に既定する条件に該当すると認めたと
きは、前橋市財務規則（昭和40年前橋市規則第19号）の定めるところによ
り、受入手続をする。

2 市長は、寄附の受入れを完了したときは、当該寄附者に対し寄附受入書（前橋市
財務規則様式第84号）とともに、礼状を送付する。

3 この要綱に基づく寄附は、感謝状の対象とならない。

（寄附受入れ後の維持管理）

第10条 寄附受入れをし、東京電力の電気料金請求先の変更手続き完了後の防犯灯
に係る電気代の支払い等の維持管理は市長が行うこととする。

2 自治会は、当該LED防犯灯の故障時の市への連絡等の日常の見守りを行うこと
とする。

3 事業者又は商店街組合は、日常の見守りについて、自治会に依頼することとす
る。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。